

## 製造販売後調査実施に伴う研究委託費に関する覚書

製造販売後調査実施契約書 第 3 条 の定めに従い、 八尾市 (以下甲という。) と (以下「乙」という。) とは、調査薬 ( ) の甲における受託研究に要する費用を次のとおり取り決めることとする。

第 1 項 本調査に要する費用は次のとおりとする。

費用： 1 ( 症例 ・ 報告書 ) 当たりの単価

¥ 円 (うち消費税額 ¥ 円)

第 2 項 契約年数が 1 年以下の場合、研究費の支払いは調査期間終了後、登録症例数すべての症例報告書が提出された時点より 60 日以内とする。但し、症例報告書が提出された時点とは、記載内容等に修正・加筆の必要がない症例報告書の提出がなされた時点をいう。

第 3 項 複数年に亘って契約を継続している場合においては、毎年 11 月末日時点での症例数を甲に報告し、この症例数に第 1 項の費用を乗じた金額を当該年 12 月 31 日迄に納入するものとする。但し、症例数とは記載内容等に修正・加筆の必要がない症例報告書の数をいう。

第 4 項 本調査内容の変更及び当初設定した調査に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、その都度甲、乙誠意を持って協議、決定する。

本覚書締結の証として、本書を 2 通作成し、甲、乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

西暦 年 月 日

甲：〒581-0003

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市

病院事業管理者 福田 一成

(市立病院所在地 八尾市龍華町一丁目 3 番 1 号)

乙：

---